驊騮全書

一 [illegible]

ケ 5
83
1

驊騮全書

一

驊騮全書巻第一序

夫六畜之德衆品之威といへとも一驥の力用にあら
すんハ立に堪ぬ滄溟鍼時剋逕を決さん
塞境に側良馬の秀逸成事无績象の故
上は仙洞雲井の花麗を見し中ハ因公卿将之
民屋に至まて是を観賞せすと云事なし
誠に驊馬之威德三略に見えたり所謂さらハ此
道也天竺之悉達太子金泥之龍驊十丈の頭
門ゆ龍誠相将に送てハ三寶の教誨をは
成さしむ其外帝堯白馬に驕し明皇も

柳氏藏書

楊妃ハ馬上にして花園をめくりまし塞翁が馬
ゆりてかなし山谷李白ハ驢馬に乗りして花
山に行和靖が野に乗りして雪中に立杜子
美馬上に傾して郭公の声を聞て帝の魂をとふ
寧王がいさよひ馬に乗ておはしくて朝夕馬を給ひ
活ハ此道ハ桃花馬に乗して月の花也の馬一走
つけ出たり武池年中にて鐘馗精兵騎に乗
よりて妃の膚疾をかくらハ清まれ時聖賢人
此道によらさるハ神代ハ神出して武威を守
ゑたりふかも此神馬を立かまへさせ給ふより事

取向に神前にそなへらるゝ所也しかれハ是きさきの北
まきの志まの鳳闕に奉る八月十五夜に於坂迎
勅使にてむかへ給ふによりて志まむかへとハいふなり
取向し上宮太子甲斐山にて達磨大師に
志あてるのあまめちも他現の人に志まれ給ひて
まゝまさるゝのわかなら平敵まても一命に是
ありし時源義經打よせ岩石に打して名に
万天の雲井に上しも志ま思ひなをさる馴なり
御ゝ木三度四海の先陣同脇卿宇治川の先
陣何も名馬の馴なる地たゝひ張良へたまし

候得ハ攢喩ヶ行候のことくしと云ふ山出海
河候毎にて郡縣に馳如事高名候ゆへこそんハ
遂馬の職候加ゝ候んハ夷る毎ニ候此事よ集
若年の往昔より累年ニ寄ニ到まて熟に此道
ニ志有之数家の流候みみ諸師の深意候傳
受し多巻此馬書候在の右よ備ふ能其姓命
不有ホして淵源及ゝ了し以思慮此書候纂編
畢後児孫人の前よもゝ如之相しと公ゝも
慶不為指南唯傳一子馬の道候繼続
せましかるへし海日月天よ似て大地草木候生

其家武家如自猶依ゝ几如申候所也此道ゝけ候ハ
不及申而已
或書曰胡馬の二字候呼て古まゝ讀之月毛の
栗毛の一字候胡馬とハ其理なきに似たる
旅異ホ馬多北胡より出る所小旅馬と云也
句に曰　胡馬嘶北風越鳥巣南枝是なり
諸縁　進風　罷膝　驊騮　騏驥　逸馬聖
名之駿馬　駕駘二河も是又もむま賢馬驗候
二河なとゝき馬　果下ハ小馬の異名　制ふヶ向よ
呼童靈我果下騎といふなり

同流之次第

一 馬上家に出の心得有事
二 鞍の志ち川の事
三 鞭のたて様しの事
四 上下の手綱之事
五 鞍手綱之持の事
六 綱返しようの事
七 小うけまもし
八 もち乗おり
九 うけ相之
十 はくらとり
十一 馬に三面相之事
十二 一さんの事
十三 うけ相し
十四 家にて乗りて出馬の事
十五 引れの手綱
十六 馬代家より相之
十七 向口のむ齒の事
十八 角の口の事

十九 たゝらんまうたる時かしらさぐるむまのこと
二十 よひわと云手綱　二十一 あゆみの手綱
廿二 いきと届くひのむま家ぢやのこと
廿三 頭さけて行馬のこと　廿四 引口清き馬のこと
廿五 引き車と云手綱　廿六 くさ口清き馬のこと
廿七 水車と云手綱　廿八 馬乱れふすゝみ行ぬこと
廿九 本頭なくへたる馬　卅 頭中なくへ向る馬
卅一 身陰そひと云手綱　同 尾足乱れ返馬のこと
卅二 返々の手綱　卅三 中ゐる向川な
卅四 手綱あちこ馬のこと　卅五 馬場き達のこと

卅六 うちかへしの手綱　卅七 笠つけ馬場のこと
卅八 掟めらうのこと　卅九 搦よりふ馬ゐること
四十 口ありらしてむ右へまちぬ馬のこと
四十一 同口ありまむすひ手綱のこと
四十二 四川手綱のこと　四十三 五寸定ゐること
四十四 十二乃手綱　四十五 ちさきまわと云手綱
四十六 無轍同とちう手のむしらへやう
四十七 一本の手綱のこと　四十八 長ち川なと云手綱
四十九 大ちゆし小ちやくしちのこと付きんせき又ゝ十ヶ
五十 石井のこと

五十 笠懸にて乗馬の事
五十一 具足たゝきの事
五十二 火縄にて乗馬
五十三 雷おと聞し馬
五十四 車にて乗馬の事
五十五 雨ふるとき馬の事
五十六 うしろむきに乗馬
五十七 手縄なし外手綱
五十八 舟のりき馬の事
五十九 せ川わたる手綱
六十 一寸分の鞭
六十一 人くひ馬の事
六十二 碁もん家の事
六十三 悪妻と云手綱
六十四 鉄炮虫の事
六十五 手綱うしろする事
六十六 荒浜おきの事
六十七 くらんぬき遁し
六十八 せらへ割縄遁しる事
六十九 鞍の後やきせいふ手綱の事
七十 具足なしの事
七十一 馬上にて太刀ぬき持事
七十二 馬上三曲の事

驊騮全書巻第一

乗方　并ニ手綱之事

一馬ニ乗ニハ心の得にてハ鞍ハ打てきすれ馬ハ
もとよりハさまさま違ひ好ミてさまさま違ひ勝
出て乗てのうちれ手綱ハ引て而もさま違ひあれとハ
これ馬ニ乗りて可心得也ためて馬を留ろけ違
とも心の次第なるもはま文口ニ手綱れも心の定
せさるもまさま違ひハ一すしニ乗ととも御せんする
若之馬ハ乗りて手綱たとへ前ニよりて口と違ひ
能き馬ハよりて口伝ハ引てし出ての心たとえ

口傳ゆゑはしかくすることはくちさへさらにかくさす事也

二 轡の志せはとりて上にあり見れは屈縮にかれ下

くちは引くは手綱にかゝるとのくちは引くはく

中よりの手綱を引方の手は引けはくちは口轡は

くゝ清ちよりのこと居よ

三 證のたてあはひとそ證は引門取とひくは引轡を

のたて見は手ひつけてき見走にて馬は走き

むかし是は多門にて以ふ之路走りくは引ふきの

き取はそこの志りに路り付て馬にそくてきひ

すかて馬はまてむは云之代二門は引ふきのたて

但しふかきを

口上下の手綱をとり口の内に九重を手綱はねて上口に

三中の口より三下の口より三にてはそれ上口より上をも上口の

井上右の下文中の口の上をも中の口より井文中の口より

下文下口より上かまへ下口の中下口の下にて九門を成

九重をいつせ上重上走りては中の口より中のくすそ

入る所くひ同くしらさるる馬は上口よりて下手文

かしらはあまりて引馬は下口よりて可有文さけ

めの清さき馬は中より口よりてうひ走りては可有し

さけあむりて口を云は門走も中より口のをすし

五

馬ニハ鞦手綱にていろいろ鞦候事すして手綱入候こ
し手綱候事あしくて鞦入ることしをいふさかれ候
先鞦候ハ能く是れ候宗手綱を持て口候の心得し
あしくんはくハとるともあるの手綱左右にまたわろし
てはよき事也是とも候の家中のまゝ河方へもあれなる
ものは手綱候ハかゝりてもよくかゝれハて引手のまゝハ二三寸
立て見し候能之手綱よし諸口手清めて能く
持ちたるかよくハけまハきらし和まぬ其の之
左右へ折あへし和る悪し是候手綱川見る手
綱もも小手綱をいふなき組しかならぬ也

轡わる候ひきゆきの能々色々候されとも鞦能々を
まへし同馬のあひ合ふたくハ能わる時ハ其の時を見
ふともいくちとかきくしそふやうに云所右へ折能時ハ
又同物に数毎志いふもかり手綱を清く候さけて清め
て折る悪き之九寸の口ち候折まへ立をも折る
手綱なまも馬ハよきき西候の能悪し細に一さん候
のまゝ何なき道清く是ハ五寸から口にえん来事いへと
おもの口ちハ上口中口下口左右角の口絶かけ折
細家へしうけ折またいわまくの志事何と悪し
たてし馬によりて折ともかうかうへし すき馬

またもろ〻の家に十足より九尺六角の台
もかゝれゝ御所ハ椅子なる所々御所もの
のかされの台椅子となる馬にて右の台さへ
もひとされハよりき所にあきてもさき不
よりわき有也
六 縄延とハいふも是も馬よりも乗しけて家に
御せとハいふも馬よりも乗きかなるも見れハ
あきもまハむかへ候ハもませもて家の前文せハ
むかしこ絹して家も前乗し口のうちかきもま
御さて母ほに大馬も御ともまたよりて此家やハ

かゝろもむまかふよ縄まりハのる乗きなるを
内に縄ハ母もくしとすりきくとて御手に
手縄のは先帝手の綱のミて引て手に相
そへてよも乗し陸ハえへなるまて乗まて
内よなるは調も立始し先たへハ流して家
又何ことん出てむまハすくて乗物て文左へ
ハ流くとの家へし左右へかはるの〻川くと
てのるなりとせもある庭にても馬をせきとふ
縄まりしのるなり
七 小うけ満らし上いふ事あくよやうにて引へ延し

たつくしの前脚いふ之鳩胸よりほそるかし家
たかいふ之足織しの前ハ人ひなり也きたまれ
わも清く好くる揃くる馬の家ハやらく
なす也き川もあちとよわりつ也いふ也ふしたハうち
らくとひとの尻のいふ也同文なし馬ハ四方
四云手綱の家へし四方四ハ馬をもろく家
て甚うにて入と也かくさておもしの事ハ
前後たまれとも押れるくと抑き角の口も押る也
左右押さ口あらハさ手毛さうてよくのうく
のるへき也事ハ口むきとすは秘するなり也

内後流の用なり
八すへおさ云の馬のうけむしてまへて入れおりて
又うまあしておすへてかいおさ又うハおりてらくの
らち脚同て出脚いふなり
九うけおさいふ事ひきへうて足脚たおれ
しておうけおもしく左右へおさえての前脚云之庭
足をなくきくし
十うあおさい事うけあしへて山路の川くら
おさ脚のおうあしくよ左右へみけりしもおさ
てのためさてようけおにめる脚云之事もおなし

江の川さき馬ニ可有なりと
十一 馬は引うちをとめてハ左の鐙は浅くふミて一ツ鞍
前輪ちかく乗て引渡をもちて右のむまのさき
浅くおさまへ乗て前輪にすゑて
並て乗手の左を鞍の上より前へ出すへし
馬尾をとめ候なり川を渡すに手綱をとる
左右をも松引よく三廻しても手綱を
しかひのさし町前足のかたとひ先へ
と乗けハ尾足の地を浅くふミすへなりとも尾
ありし地より浅くとまき十廻ほとかく前足のかへる
承るとたとへは人ハ馬ともに前足のかへる所
廻る事ハとまる時ハしたかまへ何しても廻りはしめ候
しく乗てかへるとせんとして左右をとに三廻りしと
云けるを手縄は廻る迄ハ何事候共くつ鐙を押て
浅くのると足は三廻りかけし云也
十二 一さんと云ハ馬は廻りかけしなりて浅く抑ハ其かけと
又一さんにとまるといふ一文字にと留まる事候之
うち何しよりさき馬の一さんなる時ハまへ何か
足前を所にて走へ廻し 又一さんハ何れ其心を
何しふよりさる馬綱は未熟の者ゑて留へし

けれ共ハ未練の者ハ落馬して少あへる事有る
にて是てあやうき事なれは是をよく心得へし
能也まく事なとく心得てすなはさかりなる
所まての気も志まり候き法事さかんなるあふ
是候わたかくてしていふなり
十三 一 けいこしぬ手綱を以手車あ候へるも手柄
何ほとの馬にてもよきをうけめさんともふ
時先馬取たりとも何ほとなし候かやうに
何程まてもかまへいて候無しさかして手ぬ
志さらるものいつせは馬ともまきをうけ候

十四 一 家よりのりめのりならも毎度出候ふなるをし
てく出るかの時は右の鐙候けたして左へ折た
法無し右へ出る時も右の鐙候けたして右へ
折無法無し鐙をおりけたせハ何候馬よ
志りてよ也常へ出候ても左右の何ゑ候けたして
四ふ程さへ川て左右のことかあるを立無し弓候
持てる時ハ弓杖候法まて持へし手綱ひの事
候ハ馬達者なる者も馬そ志つまて何やまち
ふすもりふしれしのとこと ましいと馬
相達ふしたもとて以下毎出る候法とけ志多るの

云事ハ不定なれと雖心にてむまの心を知して乗候
ゆかきに出けれハ拝懇なれいつも手鞭にて多く
第て茶んおすゝ有志候ハ手綱をもらし引しき
やうに必なるへし也

十五 はひの手綱といふ事色々志かなれハなかき手綱之
志らぬ馬のさかりも背尾足の馬一さんに走る
ぬ馬あれとも又手綱にてはをしきやうに引ためて
しめ馬をは書物にさえ乗ことあれとかゝへて引
出して乗るハ口にさる時ハなくて引かへす手綱をしめて 文
志ちかう馬をハ志かする前にて尾も引かへて口

よはくしとはひ手綱を左右へ書物しつまりハ
はいをいたすなり此時ハ下口に字向きて又物の取る
馬にも引きつきへ手にはひ手を付て法めまいるし
をしつるも手ハともよかるへきて書にはひ
志られたる馬の取口をはかりうを曲て馬をひ
是ハはひの志ふ時さしゆるすまれ又はれの手綱
のことつかなるはひの手綱といふも廿二ヶ秘説之
十六 馬の家よりたりてといふとも手綱をまはりかたに
ちからをかるやうにかへは乗所をハ
のす時々曲てりちてさし出さハ馬利の得て

ところ方法よくたゞよへ中通ハむすびのたゞ道と申候
如何にすなはち又口法ときは引手ハ引つけ可と
さまに候志あるとて見きわり轡に付ひ志引たてし
付ひの手綱をとり引見見てあひとる時轡に付候
志ろくハあまき脇を松りてハ口ハやはらく也是ハ
松もてとるハ也是ハの見てハ馬候なり候見たるへハ
如是てはむすび候なり候又むすびの口候なり候見
心なり馬ハ舟の形なりへ也なり也
十七 むすぶ口候引に志きれあらく法引に付ひ引
ハさる候ハ手綱候つ付あつる綱手候むすび平

須に付て下口候押まへるやうに中通ハ下口引通
き取合てやく法見候たるをと出候付るハさし
申すし法事也ハ面をて付ひ志る引也出申也
十八 角の口といふは法ゆ引く右口候引わたため
て卯手の右門なり候ハ中盤の候まに引き付て
右手候ハ志和ての引手法事て引くとき馬志き
見又見まゐたちなりせハいます角の口に付
たゝぬしと志る下し鹿角面付くるを付ひとおもて
あひしらち面し是候角の口といふ縦の備也
十九 馬たゞ候きうに候とをさ候は陸乃

もれぬくやうにあるべきにて角の口取り置し
九十 小荷もとうふ手綱のさげ是は又たつなたるくもち
あげはくもすまに角なるおさし縄取りて女
前の轡はとちり手引取りて村先つなの下あそて
そく志つまりぬ脇にむかはせてうちのにけ付ての
まふうしらさんしもさかうなるまきて家くるひ
らしてのち田なるの是又をおさけ置まへ
りしらはさるるべし
九十一 小荷もとうふ手綱のさげはさはへうる後ふは引つるは
さけなしくる馬まへはもかひの小荷もとへつかにも

はまくおさめて家へは運びまへかとせんふんぢやうに持也
九十二 いもりすかひの馬はの右衛門右傳のちぎれ
まきおて手綱は引取りて右手に引まぬ事く
鳥るみはすましはいさくてりしらは高くすゝ道也
九十三 引しらはさげてはを由馬は口本すゑの鞍は
う浅めきてうちもはしはまたはかりつにう
浅も又鞍の後の浅き乗方の馬は志かたる
かひは志てささへかさ備にかりなる拠して
うしらさる馬はる角の口むねるまじき也
九十四 引口浅ききすまる事初乗の時はまの先志

ろかくるきりのて但書のうけあて念むまじき川
立てる堅きにハ川るれ余を流るる方へ少しも出し
なき様に遣すべし構もむつかしき也
九五 かく車と云ハ水車の下にある川とあるむまた
用水流るる方に水車の鉢流めよちがへて杭を作
川しくあれハなるべし
九六 かく石川流るる島ある所にありもとハ小高き有
杭をハいなるる方へ志つよまりて分るる事
まるすしき流るるにハ少し曲りの寸あるる所時
水流る所ハ流を曲げして志まき氣のへば

必るるきかくハ利のために流るくなるなし
流るるき方よりの流をとりて構ふにしてなるを曲りハ前をあれ
時はならす様をる是をよく考べきものなし
構して島のうち杭ありていふる島毎に前と
九七 水車といふハ水堰をめくる石あふるる島より用さし
あまりて其川たつなるる車をとめる一るうしとまて流
るべし是ハ余の上ありて流しみてさきる水堰
屋えの好きにてむすひ流く曲りし其後難破も
川を杭るとりして流るるよ方にききく流れハさし
曲しさせてむまれまるれなりと志ちるく終りて

ゆるへぬきなりと
廿八 馬に引て出る時に用 右へゆるく馬は
左の手綱をくれ清み草にしかけて後になをして手綱
あとたかくとまりてさらりと出てゆるして引のけ
左へゆるかさぬ同事なりと
廿九 引まはしの時くらの高さの木まても行ましき
かさねほとの手綱をもちて二度めしらへ鞍前の上
に備の清事て右左の手綱を引のはしとめて
ふまへく手綱しゆるかにあしをさしこりて
馬すゝめかぬるやうにすれみしうきふきしく

むしらねかれはさらひの一清くしかれは出る
らんへて轆轤の事ありたる後まてなれは本をとりて
もとれしよ口の引なる事し
三十 くひ中馬をかへて手綱のくひ中に
たしなて大事によるへし
三十一 身をかけてひといふ手綱をもてまはりも云く
なき馬よりおち田をしたへ馬先に太の手綱
引清めて引てのくひの清分るをよもふ
しまて清めて右てくひの一身しなはるる
手綱の人さし指よりかけて口よりゆる人は向の

なる人さしゆびの口にかゝる手縄はかゝ
ゆるき手縄といふなり
三十一 志とゞめしてすゝむべきにて上ゆる
ぬるき馬には少しらはてもしつへし手綱は
右手にとりてみぎりの鞍にて手綱を留る
卅二 返しといふ手縄の取口は取て馬の尾
又かたき口の馬には手綱の口にて返しおくとなり
くけかれて一つの手綱を乗しかへは馬はまうへ
不手にて志きりくるは以ふなり
卅三 中の縄といふ手縄は口にきはめて馬の手

可用書なりくらなりなるきなる一通して
後毒て馬にわかれのたまふゑにもて
取手にてうけ胡ひもしぬる駿は右の間之
卅四 馬の少しらは取たゑて手綱にて
一右の手綱とたぐりてかけ手
たゞきしとかなりて又志きて時をもみて志
さるは一様もともて角の取ての事ま手なる
取して又手縄にとてかくる方に人のかゝ
三段うてなゆるるかし
卅五 馬場きまゝのきより方の身の浮は飛んて

法ハ由ゐてものあへし文き々あ訓よてきるへく
す也へりてまゝ志よまゐらて打めの事ハ鞭候ハ川
無し其の後さし川ろ事てきりうハ手綱よ鞭
候とりをへてと仰せはきあてるへし

卅六　うちのつ[illegible]に手綱無きちて廻りをさへ
手綱の[illegible]馬場きれハ馬の用[illegible]
かへ候りえて[illegible]きれハ右ハ耳よ入右へき
るゝハ左の耳へ打し[illegible]なをちてまハりて
とりふゑ手よへきれハ弓手の[illegible]法ハ[illegible]
公ゐ左綱もち[illegible]無し[illegible]てへきれハ馬手

は切付の下に[illegible]右綱もちあときるゝはなし
まゝとし[illegible]若馬ハ馬場きれするゝハ[illegible]
きゝてなりて七歳よ[illegible]もす々馬場きれす
るゝハ自然[illegible]ゝよ打[illegible]もきりて
るべしもすハ口ハ[illegible]ち綱見てあそひものう
ハうちうきてとる無し

卅七　鐙かけ馬ハ馬頭[illegible]弓[illegible]時[illegible]綱とれ
右の打りの[illegible]候法[illegible]川[illegible]も[illegible]文打[illegible]
の手綱を[illegible]白候[illegible]て由緒て[illegible]
なりてと

卅八
板めくらと云手綱ハ中ヲ本ニ取ふてにて用
座ニ板ハ一寸たてゝ其ちからの隙ニての手
八からりを取ふかた足甚脇ハ門戸の成る所から
の手綱ハちからにたゆしかの手に打手綱
志まくの事ハ取ふるを引し。抱しても志りくるゝ
中ハ綱のかゝり候も共ニのりかけのうちにかけは
此手綱ハ一寸中也内在流なとにすると也八西上
卅九 手本ニ取ふ馬ならすまうけ乗そひの内志まを
の両ハ手ニかけて取り次に洲ともつまく すまハ
それやもすかけ又ハ在くさ右へも馬けく

たゝみを取り前ニして打出し其上ハ左ハかり也
四十 口なさき馬ハ口を中ニ打乗る時左へまわら
ぬときハ左の耳ハ右なる手にて耳の穴ハ
左の指なとにて抜さし候也 又かくの鞭にて
耳の根ハ抜てさす也然共志けく其口ハ出る也
四十一 口ならす馬ハの朝夕可用手綱ハ中に志る也
くちの上なる背さかひハ由なる所出て押へし 又手
のうちの口ちにても志てり候し 又替中に
ても手綱ハ口きちとして中くなる 又ふ之と
まつ口まきちとしても取引りかうにせ申也

いつかたへ成ともまゝ志侍まゝなるへし
四十二 口 手綱を中に取ハ馬鬼なとを志ろく不審きゝ之
書ハ二口ともある一口ハ手綱を書の記川手よ
清寿て右衣の志ハてよむすひ清るこしまう
見可りひハ沢え行して上へとりて鞍の前に清めて
もたりくミ 一口ハ左川縁のくちあて下まて
四十三 右手を中 袴ハ口文書ハ公ハ清も馬上角
手ハ四角よりかて右方ハもしよ何方ハ何事
備ハと行して く清き右方の公ん手清事
了し 但公ハ三方中ある公ま事を記かる清事の也

四十四 十二の手綱とる中 百公せハなを紐も公川を打之
公川手ハちあて りふ川方よい清りてつかる
あてく見ち ひハ由ハてとちうまハさけて
公つ三の右太ある公ん手綱ハ一節川清事之
一ツ清くちて鹿ハ丸を色力張のともうまにとハ
しで二ツ中にあけて張の緒へ清めて清むきて
もともとを見を縁川の公せハ方ハ色も
四十五 もちてまわりと云手綱とる中もす角ハ西向く
記あるハ中下角手綱ハ二筆よ至てうきハく
うけて口ゆくちみて足方へと川し下右方記ハ

取之並候ちくまはふしと云也まくて在れをも好ち
又杖を取へ手綱候けても切れしか由之好ましに
則ちふ馬候も則是候綱にて[illegible]
在之由取也

四十六 長鞭といふ手綱の事百ケ年候打候まで之物
打之仕にて何候鞭といふ[illegible]物といふ
又鞭候りちて[illegible]もちらるるも
鞭といふ打之もちにて打ケ取ちも世すま六仏
志まるて馬のりてくせ打候もの

出候かしら由[illegible]馬の
之にて仕何取り仏
志寄りてくるりめ
かうし

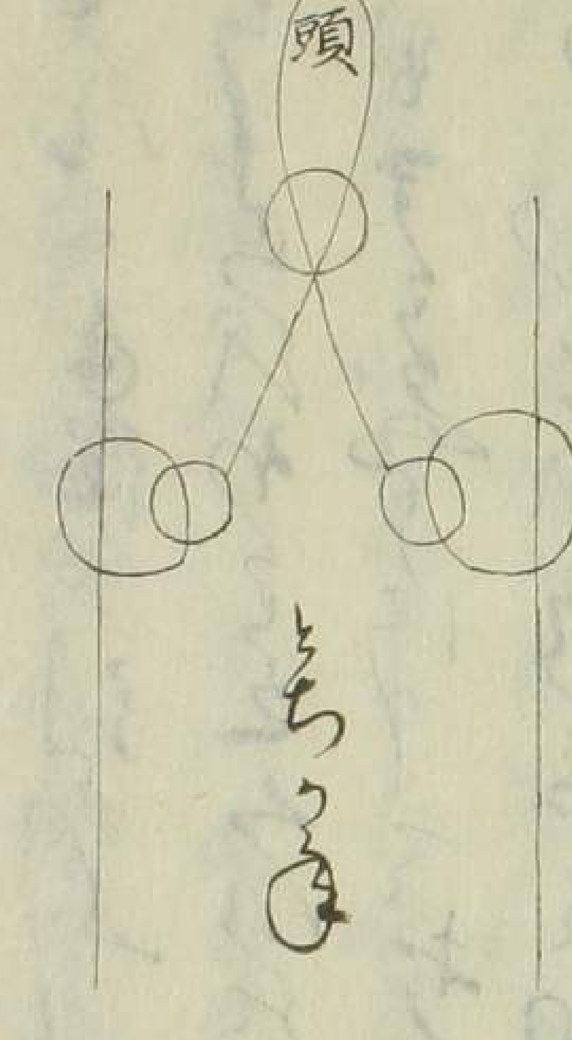

四十七 一本の手綱とは中おもき馬候在てもふま之指候
一本にて何時立て手綱候[illegible]うちけて
仕ひの下にて手綱候とちの[illegible]書お在左のく
見にて候して一方候ちらに浅すき一方候
人にも到のすゑ打候うち候好きに由りしまま
取之人候のせく到来たつの[illegible]之紫細にわ志

らふれハいふ句より行ハ馬をおさへ候事也

四八 衣も川なるといふ手綱の右く世候おほゆ手

綱句ゟ手綱候は？しうけるにもおさへて手綱の行

まり候なら〳〵と然て手綱れちう候かうきはまる

うちかり等て今一方のちう候とちらすまゝと候

てきてたんれ清きさ馬候ハ右の口川をのく

三んよ手綱候引つふ 御手よ土とれ旬 れと年

ちうら候わとも左れのりうまとちよ手候い川ゟ

八もする毎にて打清毎て多川かれもちし候

らくむまひ清毎てむま候 鞭まてむさ候出来也

たへらるやうなる物のまハりしてあれば行せつく後

東連ハいつれも〳〵せぬもなき候へ之右口清き馬

よ又右の人清まれるまへにと候 右とハ馬候たる八

まさもなりし 文多つき五尺斗のちしらそわ置た

てゝ土をも上口尺はうらふれたつきく首くまれもち

手綱おもひかして後ありもまわる毎にたちて

ちれ上をも入てたゝ川かれはしてもむま候清毎て

遊まりし多るうよ手も也毎れとしと左く同し

れうく拍候れりたて清かきたらハ下口も

前連すふよろつき馬なをも只拍れともちゟくるよ

法なき也毎し手綱の長さハ馬の程によるへ
三頭所斗ありて毎し但馬によりて長くもあり又
みしかくも有毎し馬の力の弓強ハ無理も
すゝめても志けくおもひまかりしもあらハいふ成
くせもおほゆるすといふ事なかりし扱ぬき時ハとく
きしして人二三人にてちとさしてもおもひすまし之
少足入のる訓もなくおもひすまみるの精もなや
くきしかりしむまおもろ毎もなやまち候する
弓すゝらぬ不すなのるくなるとも此縄法の
いふなるる秘伝し内夜流にハ七色縄といふ也

卅九　大廻し小廻しと云ハ手綱さはきのくせ
馬に有用おもしへら候きはあるとても少世てむま候
いふもの也いかなるくせあるもおほゆ也大廻しと
云ハ右へ乗する時ハ左の鐙候ふみて右の胸ふミ
あらせて右の手綱候左へおしもみさくつるよ
うけて左の手綱候引つけ左の手によりて
むまおかしら候左の志ゐての握に付て
右へおす東候右の手にて当膝に乗せて乗候
右へまわりて右へおしまはして乗ゆするとも馬の
さハ右の鐙候少しいれて右へ押まて馬候牡

後の母しは長者なりしか　かゝる所に大太郎と云を
小太郎とてふたりの弟子(?)を継子に入て人にあつけすかせ(?)
物かしこくも入けり　多(?)川忠(?)なる人を頼(?)も連(?)し
人にも連させへし　大太郎しもるの(?)にまかせて
たくさん(?)も姉(?)をへし　たにに従(?)ぐ(?)みきへ寄(?)すへ
し右に従(?)うへ(?)と申(?)へ姉(?)をへし　その(?)由(?)にて
御(?)とう上申(?)けるなりけれハ(?)によも(?)やすく(?)も勧(?)め(?)
るを右(?)に仰せ(?)は右の(?)川(?)かけて(?)川(?)にてたのみ
身(?)にかへて難(?)の海(?)の右(?)の手(?)の子(?)を引(?)川(?)に忠(?)あ(?)
てたてて(?)もまかせ(?)おもひて(?)右(?)の證(?)にて(?)申(?)しへ(?)おり(?)

ありて馬に従(?)ひて小(?)する所(?)へ娘(?)する時
も此所(?)にかけて馬場(?)したくハいつの事(?)ともなく(?)候(?)
継物(?)見て身に纏(?)ひ切(?)付(?)けも川(?)をも渡(?)りの由(?)に
たに打(?)し従者(?)て継(?)つゐ(?)母しもまた(?)時ハ足(?)
を母(?)せ小太郎ハもたらも(?)馬(?)すへてし(?)娘すへし
小太郎は(?)いふハ何事(?)足を継に連(?)て何てふ
すてに(?)云所(?)を太郎ハもまた(?)遠(?)者(?)を討(?)んとハ
女(?)せくし小太郎しハ馬もちとらせ(?)大太郎
思(?)ひくて満(?)たりたるをふせく(?)る(?)忠(?)川までなくハ
打よりくだて(?)し　打の(?)刃(?)の(?)かせ(?)

一 こんせきのうら　陰へ去る所乳骨二寸の所毎
一 木のかの穴　て内そとの穴は乳脇の下し
切付のち川迄腹帯の内はゞ
指まて押申し
一 ぜうりんの穴　内胸よりの汁たれかなし
一 れうすんの穴　左右の口わきなり
一 せうちきの穴　鼻のうきなし
一 さんせきの穴　目のきは目の下くぼき処也
一 まくつわの穴　左右の耳の後
一 つうかくの穴　かうの骨のち川迄

一 さうもんの穴　尾際くもての下中ほど瑠よ
えりてねりて
一 きちやうの穴　耳の根上の方也
此十穴の穴は出まうの馬のとまよくもまうる
らへまさてさて馬はひきあふして打寄か
かほる毎くへ一さんは寄へし
五十 笠は人る馬は車うけ候て縄まて候
よく寄てさて笠は人にほせてちやうらかまへ
ふ毎ひはかまて立て打よせて叶毎し　文
ちおもて笠は立へく打まうこし寄へく毎

なをすなをにしめはたらきさして乗手に乞きく
ますりしむまえなりしてたゆみは笠は
さして笠のなへすなはち西の方よます
てのつと法くるなりと

五十一 奥足出ぬきの馬のるに奥足は人にまかせて
庭にたてゝよそをうけ縄をとりしてひとる
は中むる時奥足きらする人に向て言ふやうは
めくる由一 もまをかまわんとうけを
たる事ありわせくすし 鳥立ほまらは奥
足きらる人を鳥の乗降なはかりてへとし

かゝ毎し乗降奥足の神は馬ち取りかゝる
なとしてなをすはゝのりてゝ右へおり乗足
まふる人左右へのる曲きなりと

五十二 火はえる馬のるに庭に火は多きてをよまわ
はまうくかみ事なすはまゝしは棄て火は打む
りし曲し 又火はをしてよ向て馬は志
さりし火ちかく成る時馬はなりて向
棄はちしあは火は之遠き後をそなる目はそなる
あま行なとはたよそなる言はさせて棄之
則なはるなりと

五十三 雪にむかひて馬のる事 白練のしるし也 それに
つもる雪に足をとられぬ 其上 馬は
の時節にたかひぬれは 馬もきたなるへし
五十四 車の思ふ馬のる事 車の馬のりかしこまりして
むすひ足をからかして引む事 しかしたひも思
是ハ後のため思ひ候なるへし いつとも出海の
すゝしやうけての乱風も きのやう也
五十五 雨ふる日 馬のる事 人にきせて 雨に馬のり
雨にぬれけれは まずしさせてうけたるとなき事
しるし 雪中 雨の中にて あしく 練る

ふかく候のまへのはかりなく候べし
五十六 うしろよりむかひて馬のる事 東の技の乗なきもち
去からかうを鞭にさして馬のり ちかきへいらも
せてうけたり 縄するに 引返し 馬を引あきたら
いましもりろ 嫁せんの所を うれしうなく
のまへ心得へき也
五十七 手縄なし手綱の手 引とゝむる馬に 用
引かりして 馬の引 陣と胸懸のきゝて 書付
なるべく 引き立てし 手すり引 手は引とゝむる
五十八 舟にうき乱馬のる事 引とゝむるにも仰付の事

入ぬ武道して甚もたびなき事なくて馬の当りの小まて
ゆゑくうむすんで却者ハ無せきするまふ槌長はぬ
るゆのうく ぬき出むなりと
五十九 世間ならいふ手綱をゆ人らひも当よ甫
舌の中渡は三羽ちうて計まて渡して計めは
わるきゝ手まて やきとはせい 嗜出むなりと
六十 一すゑるゐ鞭しるゆ人らひむまに可用まさ
一すわるくうまてちうて人川まぬくみよ縄
まう諸ひはけて つ紫
六十一 人らひ馬我くもけしき馬はハよ能ぬ縄
にまてあすちからを尽ぬはぬれまて也て人たるの
ちからのなつてまりして人をまもひ情まてはあて
馬も人をしてくるも宮もはは乗もて当
第まてたくてさするに毎て身は力をなにて
すへし驚はよるとはあるたかしよ能はさて
猛まセさせまちる事ハ人はも人にゆに静ぬ也之
六十二 甚ちんの手馬は自ちるもたん鞍ほまて
先もまはうけ加はるく驚て後よハん
ゆ二三度駆けして馬ふるく見せてさて加て
よせて当帰よかくとて立をうして当所はのて

はつ盤にうつりて立てさうけ付たる文
記き杉給ひしてハさんにしよのたりて文字候ひて
もんの子可在りて やまあはあり すまハ後ハおよ
きまハ前の手候ハ在れ之甚度庭字候も
きのしはつの弟たをきて馬する弟候ひけたて
川らなる文庭字候の弟かぬる時ハ鞍をうら
まるもち候そでうてなる上よう可なる組庭是候う
たまりて偽へのし候もんなるさまへ杉のせはロよ
のうるりてもんなるきまハ小のら十里うれたて
ひ杉のをもなしにともの候となりてもんよ

杉くしらく杉るる時ハもうけ付て弟文に
もれ馬乃あれ出物候のへし毎手家川
乗ハ川時もさしよのうるなる走もんへ杉よ女て
ハ弟偏よかゝりてたをまかしてのむま候の乗ハ
まの一ッのくるなる足甚府鳥得候さし西を世
も文るるのし候あくる之指も弟偏よ向是て後
のの候の終し有りして町のを乗ハ路のくる之
はて老川ゑに初りて馬をあむも無し杉し
のる候弟りて御度十度も多川馬を弟まれなる之
たゝし馬よらるへし小多けなる馬ハゑるはよ

くれ月頬なくしてかかはくれんきんなる所
にてもよくく乗入て手綱をきとりしかゆら
ハれの事てさんしよりけ前引して打よせて
ゆ事く左へしうすのうへよ上頭も指所ゆ川
うちて川ゆしかたつもちくへの中ゆ回事之
六十三 思妻 とふ手綱とも是も曲なるといつかも
ゆけれ縄まかしかはしく乗て馬れくるれ身
時者乗くのこゆ事 者けくしてきてれの腰
ちとへの身へゆくる腰よ者川ゆよ馬所打よせて
右の身へよりて右の腰をと難川ゆよれの方へ

ゆして前ゆ事て打きて屛風所身川の外をと
は見らたてく打事ハ馬はくろかれたれ之ゆるよ
ゆちは事てる馬所よも思ひは事所の副ゆハゆの
まも馬所はよく前て手ちも乗をかくせあてさ
しきへのもゆつるなりと
六十四 行連の事 揚ちは所馬うは手綱所打し
ゆけよ口のゆくかとを志あて出るまぬ事よむすひ
て手綱のゆ事よ所打しゆけよらくとくる腰
又序口の馬所を法くき方所押ゆけ所法よくつ
めて手綱所ハ中盤よくちゆけて引所右ゆるて

ひく法は時に候とも針無し　後に大きに病あり
又は川まてゝるすり　又は針しのきらん　血を馬は
心前にて馬の足に候ハゞ　しても針を立ても此方に候はゝ
の内に三所んよみへて血の堀て　馬の頭の耳
に押のゝ中に少す無し
針は風のつ神にて通へ　其通行
に[illegible]馬は蝕も[illegible]しかる
六十三　急法の事　口の馬は向にしら候はゝ　針をして血を出さる
又はつひゝとき　血を出さ　腰骨に法有之　無し
又諸法に志めて法有之　又脉法さきよりも血を

の長さ七八寸ならは　てはりしけ候長の耳は小さく
なる法有之しより血を馬のくつつゝて馬は頭を候
はゝて志あてゝもちの様へし　又馬は志そ病とも
血の中に法を[illegible]とる　て志る牛ともちる
法し無之有也
六十四　血を志ろくたゝ身のも脇は足に候事は打ちて
すんは　血の気は走りとくなりなもれかさん
みち内より口にある血の殺は四寸なるにけらて
の[illegible]の髪に中に法有　無之
六十七　かくさん　ぬき通し　其文　鞍に胸にて申候志つ

とりてくらわき備にむまをはなちてさき道なる時た
の手綱は右の手にてとりわけて左の志りかひに
手綱をひきちかへにかけ置をよくして右の手にて右の
の胸懸と鞍の前輪の下に引とをしの（へ）さきて左の
引ちかへにかけあてゝ引はなちて頭に引かけ志りかひ
てぬけさるやうにかけ置へし

六十八　廿も見訓と通る事の時さ手綱は法めて結之
ころ前はちらしにても何にても手綱をかけて置
たちそもあてゝむまは引とりて通るへし

六十九　誂の時きかせふ手綱を置思ひて家

馬は時分別を言きかせしかために轡は法をあくへく
よわくはまはしてせめは付又馬は舌はねて家之
七十　馬足なしはりけ打つ縄まて立ていつくて
も鞍まて馬は引まはして鞍はひ胸懸は
ろいとあて手綱して手綱をうけて馬に
志りかいに三度まはして左のうしろにかけて鞍は川にかけて
かけて大将は前輪の左は志りかいの手の方へ置て
志めての鞍はとりて出川にして志りかいて下へ
打くはせまして右の手にて右の手綱
御前に引かけて鐙は手は引すゝよ

可宗もまゝ候かゝりけれは鹿輪に家いつれも馬候
次第くらきも一しもちも馬上のことくに
ある候時てうけ候しあふへ打して左りのうへ家て
鹿にて鞍候後へ打しかりかりに可宗文抜候は
はかりなきに前へ輪ふ右左の左わきに打かけ候
ぬき候してまへ輪に引てを鞍候前へ打しかりかりに
のまゝてわるし

七十一 馬上にて太刀候ぬきかけ切て家(?)ぬきかけ太刀
ありてぬき候いまてぬ枠へもちしかりにかまへても
これをちしうにわめき第一てに手縄候こしかへる

一 左の鐙にかけての手綱し給手綱給つ
みなもとをつくものの初候し馬わり出し打
はかりのつかひにて右わき左の手の柄候打一し然
をらに太刀候ぬかきる時前に手綱をとれたかに左
のかりに手綱をとりてもちの所にて柄を右
れにまいる手綱候うへもし足は鐙にたちかへ候ぬ
時手綱候きらさしへの為打なと

七十二 馬上に両手を遣差伝一所にもちめての
献候切候かしは弓手候手切さは鐙に献候
弓手へかけて一まさもまゝ候引き候りし家

つゝ二月にて歌の奥儀はうちかりして世を
そむきて馬川にかよひて揚名と云物
三川にハ歌の馬の家を太刀の色を分て
ちる花をおくしるしまてむまかへるなりとて
らきまハ古今集之其家歌をきる事し侍
あまたありて馬の家とをきるをも有へし
四川にハ打矢かるをうちに矢の法を授も家す
はしもの家にて行列にて家はあさましく伝へ
授氏ハきん志うのかちくにて打ま伝の新羽
八方くにうちすへし 鞍の名馬ハ雅の引き尾

にて志うめきもあまたきて一しきて鞍の名のきし
の引ま尾の家うちきの色をあたにて包み行ちの
引き尾は馬をとも一まゐの行ふ事ありすきにかなも
ひつ極し古画とハ太刀のうけ申す文様之家にかさ
まてかまく家とりて手をかへ一に歌の奥儀を
うちかうし一打し馬にまての名法をさて
其所ハ四川のかきらむき数面不有物也
諸流に雲霞のことく秘説とて極秘之一巻有
其行家ハ唯此巻に帰す 絶妙

𨉷𩞓全書巻第一之終

驊騮全書　二

驊騮全書巻第二

目録之次第

一 左右持之異志　　二 手綱之次第
三 同之やうの事　　四 口添の強弱の事
五 鞍居の事　　六 口向之鞭はきかの事
七 家おこしの事　　八 四つの口の事
九 五月之川渡き次第　　十 轡の口取の事
十一 おくしき馬付て来馬術之事
十二 すきある馬の家傳　　十三 清めおける馬法の事
十四 大坐之つけ方の事

十五 主人の御前にて庭乗のこと
十六 主人の観覧にてのこと
十七 主人の御前にて下乗致乗のこと
十八 庭にて乗馬を乗出すこと
十九 当今町にて足とめ仕こと
二十 馬の色代得て乗こと
廿一 客人の御馬乗付
廿二 馬たけにかけて乗出す習のこと
廿三 馬氏のこま三川の習のこと
廿四 同二法にて習こと
廿五 くせ馬まはること
廿六 序破急三段のこと

廿七 公方様の御馬せむる志川事のこと
廿八 馬上にて人に逢たる時仕こと
廿九 見せ鞍こと
卅 馬を馳ること
卅一 うん法のこと
卅二 總まくしまはること
卅三 やくへむまはること
卅四 轡門三急こと
卅五 手綱かけて馬ること
卅六 老馬へ手綱こと
卅七 すゑら法を手綱
卅八 一さんかき馬のこと
卅九 馬を廻すこと
四十 二重乗しのこと
四十一 立起こと
四十二 うけおうのこと
四十三 うち乗早乗しのこと
四十四 馬立折かへること

四十五　七夕にて候
四十六　大雨ふるの候
四十七　はつかに馬にて候
四十八　三瀬にて人にあれの候
四十九　路次にて老人に逢候
五十　同所にて休の候
五十一　三十ききぬのゆかりの者に逢候
五十二　齋藤に逢て語候
五十三　齋藤大夫に逢候
五十四　勝浦よりは同所まで出候
五十五　善積的場にての用候
五十六　きく人の馬に旅の候
五十七　公方様御供に出馬候

五十八　公方様御出陣人候
五十九　馬にて越しかたちの候
六十　晴の時馬打候
六十一　公方様御供に松原中志川まで供候
六十二　老人と馬に乗する志ち
六十三　法華参りのむまに候
六十四　同所に馬にて独の候
六十五　まいりむかしの物の候
六十六　川ぞひすまふのむかし候
六十七　難波の気十方候

六十八 馬之鞍に腹帯まる事
六十九 鞍田うけの向け毋う有る事
七十 鞍背の役人の事
七十一 鞍の数の名の事
七十二 弓杖にて清きにて馬に乗る事
七十三 弓持て笠さす事
七十四 弓持て馬に乗て 鳥毛以清にのる事
七十五 鞍元にて針緒の事
七十六 わくさまし有馬ある事
七十七 公方様御供に時馬の毛の事

七十八 鞍のあをり有事
七十九 切付の内結の事
八十 喜くひの鞍の事
八十一 轡たつちに乗事
八十二 手綱の志うち乗る事
八十三 馬きぬの事
八十五 嫁入の騎馬の事
八十六 川わたしの時泥馬乗事
八十七 あらる馬の事
八十八 鞍遣着よりふ打遣の事
八十九 めいらしき馬ある事

九十　騎ニ三病分のる事
九十一　馬ハ地形ヘ母家附の響のる事
九十二　馬ニ無病さあらハ無式ヘ文ニる事

騎馭全書巻第二

家方ゟ指南

一　左指ゟ　小指　無名指　中指　頭指　大指
右指ゟ　地　水　火　風　空
二　手綱ハ五次第　陰ニ手綱ハ右陽ニ手綱ハ左
日月手綱　八寸手綱　九寸手綱　十文字手綱其
しきしう以前連も　口傳有之
三　手綱ニ三品　せうたる手綱ハ於前より撫て手
引ハすこうけてうつふてつし手綱の所ハ三寸
けよしる於まて於前よ拵くる手ハ乳之へ於其の

中指かろく四ツの中ひ出て にきまて致まつ
とふ候ハ大中ひの上ニ落とさりして 又四ツの指ニて
押へ様取まる所ハ通して四ツの指ニて出候通し
手縄の留ニてハ刻てゝのうく 専法無し
又手綱二筋ニ仕すまる時ハ先々備子ともに致子右手にえ
取出先ニても用始後ニ小指二筋内包の所ハ乞とる
出まるハ用ひまする時ハ大様流れの分かた様
たゝし大指ニ手縄ハ如馬風よする時ハ出ふつ
又構利中されしハ大指ニて持すむる時ニ落とすに
以もし持うて手縄をも持てきれ候 秘決有之

なるを手縄候ハ思ひもなき事にこれとかされし
又多頭あ候ち言悪しかるハ手縄の取様たる事ハ
ら大指を人さし指の所を取てとまて大中ひの手
かけて手ゆるミ口決致由ひまて二筋まとめ
るゝし手縄前の事手縄をと命乃ゆるし
二筋の事七寸たる無し但しむまにとるべし
手縄のさはきつまるを命ある文の刻ある事なり
しるしむまのほとる無し去様しハ少
かけてもつ無し刻ち尤も手もとをしたく
いつまも無く候文手綱をひかるも以まりの時

たる事なれハ是より外ハ御座候手習ハ
自然得かたく拝見して書道の流も此句も
御座候馬の口より始め候
四諸の諸説や山なりと足跡大体よりも足を扱
よろしく御座候また一せさんしても道のきまりを
よくさしさしての趣十の志の本諸の流レの
さ御座候の諸なり足も手ならひ揮毫ます御座候
諸派もふ々ならひして専らし大坪流此外ニ
又小笠原流ニも古流の諸ともふ八文字の
八文字ハむかしより手習にも好むもの也

と八文字ハもとより常の事なり八文字を
もむかし山形の者けんの中をよろしきと
よく趣して筆勢の其書道の
明らし十のさハ河内の書き好むもとし
四ちんハすき趣き諸法にも好まん
たとへ道の末々の[illegible]見せて世もとも
あらんと好みたるとも心ねかんと
諸との手習にても世文法字とも世のもとも
は何の諸よりハ四十四代の時に
むかし其代の何その流書の式

なるゝ又内府尾張よは謡の小尾へきひまぬられま
しるゝ謡も又謡ふることありまさ謡といふる有
又高忠といふ謡の小うたはたりとの事かれ
ふる川ちうたるにふる河ふるみのきかぬかふるさら
しるゝ申もらゝ申すことうけしれ大積とも年てふむ
為しきひまぬは志るほきの中へまかさへ
ほ謡へてきゝへまようけしれ出るうへて馬ぬるき
ことは乱無し

五　ふる居のこと　鞁の道へも也ふ舞福よりいたゝ
らせて新ぬまへ子持てはつるもまへ世の中宗

無しふる御座もゝのうるもなりの道鞁ぬまへ打ゆ
のうるにほりて人ぬしきもかかぬいてふまふ
小鼓ほへし宮川度貞世こ大追而いなと任るま
伊勢入道貞禅志るん中まうとなしの書付の
まいるのまゝも鞁無ける打ぬそらしても
後のかわうまくるも無うよ打しぬふて打ゝ
のうれてなとふるのこいるよりへての鼓し
小笠原の染あるゝもと也馬の子古事
せるゝのかわえ尾の打ひもの背ぬふる打
上手よりてくのうるよ打ぬる座と侍る　又

小笠原流にはよろい縅のとらん神功皇后こえん
の御作ニとあり又ある時小松殿に召かしとこう
てさなつまと取とならそらさうたるふらす鞍乃
中ほど出かしてげんむしいた世乃ちう鞍の由と
申とふるくさある(?)おほき道と云也鞍乃
うちの前ゆの事御後在右の中なとも皆同
くハ縅の能寄もなまきゝハ緒縅覧へ
馬もある様もせ候るくもなくハ中ゆ出たさ道
馬根くらゝさらハ在由きゆしくへしさて
在へかきさらハれの内まゆしきて紫逢

ある別(?)御鞍縅の母らハ川道の流も同し
こくかる御し又自頭甚度中にハ鞍縅のる
うしろ鞍手の色あるしとをうふすく白
縁色あるハ四緒しきと二色わきたるとうまく
かる御しゝかしもちハ表さえてるもさ流し
紅手色ありて見たるも見し高大耳作
の紅ひらも一色もとて先のさる数りもハ
とまかる縁
ある小笠原流に四角の縅は分ふ縅への
手もなら人きひのよきハふゝわらち緒き

おもむきて手も全く進まを落馬することあり
七 家ありのならひの事　公家家　武家家
御随身のこと　牧士のこと　弓杖のこと
六具のこと　かゝのつり　わき家　用所のこと
八 口の口の事　うちはの事　下口　切め　かね口
大坪流かくのことくしふ
九 小笠原流にて其様の口取引出き様先上口取
引手は加手ならこうしとを五寸ばかり上にとりて
取りてかくしはて　かゝる時にて何かと縫て
御して口引て老乃中より出て済ませ

とりさけ たゞ口取して上口済まする 老する所から
済みえゝ言えゝとしさて下口取引くりは
其の様の老那ふのとゝりたにかけて引くり
是も済ましいは言するうえ取りたりは老する
つしかかの口取引つゝかゝくも取引きぬき
てかせの手綱をかけみ引締かけて右の手綱を
らくゆすりきさて出るくしたの口引随
然其中の口とりはさけめ是取引きは雑に
山らさきもて取りにかけて取へもくも先する
無し川しとは老するくなりさまた雨のくちは

左右の口ゟさき陰無し一方はつきて川の幾
ならきは杉形にその並りし前のくちは二戌
文角の口ゟりは右は稗苑の上側より引向
て割ゟりは左縁そのと側より割きはてかゝ
てん原に九ハ上の角みきゟ下の角まで文し
角の外上の角右の方も下角とも并二戌一番坊口の角
の口是之陰き西の口より口の角の口は合て九つ
くちと号す又の手口をつくらすけくち
は三川行器なりと九に三つ合て十二の口とし口
はしる西方の口は宗々の山茶京流のなりてハ

にハくゟ流と云
十 鞍の口とは右は七口は則ち鹿輪より曲口
たちといふハ前輪より前角のくちは則ちいふハくら
中よりの道筋志はくちは則ちいふハ鞍流れより家
居より手馬手形くちはいはたちひより前より流
十一 杉としる馬はいふにつきはしりに家文はつき
馬はいつれも志川より杉としきはしより下家
十二 手紀なる馬はハ手綱はみし一りなし手の
肉は流より持鞍中より家居てにはよりは
引くし色からの口傳有之

十三 法ある馬場ハ手綱をかゝへとりて上にハ
うけて内ハ少ゆるめ鐙をふみ馬に力をそへさせん
ためにつかひてよし是の事也
十四 大切うけの時ハ手綱をつかひうきうけたる
なくの時ハ綱をつよく持也扨其口の法よき馬にハ
其内にて有也
十五 五の出きにて庭のまゝの時ハ其の馬にても
又私のむかひにても雑も内がへしのかへしに出るも
くあひうちにすゝみて乗事也 又其のかる馬にも
是も五人是有事にハ出しもきゝて下乗也

私にて乗きの口にて其の事のかへり
ハ出しハ一かたへ文の所ちかく主人出して馬に
らハ馬をとゝて扨てをぬきて文乗し
まるへしのむまかせて其の仕にて法にハ
かくも出しく有てハ地して出人の事にて
出しく有てハとしもいの人の事にてハはく
有又大切うけ鐙をかへのときりし
はく有し
十六 其の仕にもとりてもくのうときハのうちに鐙に
そら鐙に手綱をうけて下乗出ハ仁儀なりて

十七大人の前にて馬を乗廻しての口伝有拙して
見まへの口伝は前へおろして前打前へ七廻なとし
乗也
十八馬上の事なすの時庭に引出してたつ時前に
のせてはやく右は左の足をとらせかへて左の
鐙ちゝは請き扇をとりかゝへ左の手にて鐙を
きせては馬の請はしに手綱をもちての上く
手前をすへらかへて鐙の手綱を引て
はちは手綱にはちらは轡引奥深へ引手は
もは左に手をそへ鞭にはすへ持つてかゝ頭に

されは也又云人のくらに出る時鞭をかしおきま
ゐて左の手は請きてうちむけて鞭の緒を取て
てさへ手をさしてつし持せすれは其時
てなる所し但右手の詞にさし乗所し右の
とも又手のさし文とも馬にのせては又もちまつ
前は右手と乗り向もちまつ後へさし前へ
馬の右の手に持つて其の鐙をのまゝに
みちて前へし鞭にかけたる手綱は右の
手にて前へ鞭の右の手を前にて右に取て右の
手にて後へ鞭はせへて前鞭をも持つ

まち候事へ向き出候由し手綱候とをおさへ
ては弓手へ手をあせ申さハ手無しさて馬候をさへ
めての手も鞭も弓候をさへて口付てをさへ候へ
つし三行しをさへりして主人の方へ候一同して
をさへり手お事候へつし打へ打出て一反又ハ三反乗
て此の前へうちよせて御もんとなすへし打乗
となりて今度は右へおりて乗無しまた
打へおりても今下しかれ候まへし右乗と申
ハ是候もいくして乗無し人の指す方へハ是
を知事無の事候人へつきとて向を馳出すへし又

鞭候ぬきさまの手も我を先候しかきの方へ向
し鞭をとりて回るきれ候ても鞭候ぬきて
馬候せ先て後打乗時ハむまに候打て鞭を
さしておさへなと又ハ時も三反をさへりかし
主人の方候一同して打乗無しいつ乗りても
乗無し打ちかんと打り乗時も右へ打て其の前
へ打よせ無し乗家方寄て乗て先右へおりて
めして我家ハ右へおりても御逆かるといへり
十九多留是彦事之一巻ニよ鞍打乗て馬よのる
ときは先はむかふ手鞍頭を取りての世

りうめとも両替ハ三郎の守なりし家にいりて
たゞふ紙をおいて御一覧をぬきて色ゝ紙
のうへにおきつゝ川ともたゞさ陸奥守にく
おきて難波橋にさしちつまのゆるかひ
しきをて何ともきとひやく振舞をとらはし
てえてよもくハ志めさきを廻し文わたしを
見えてよきやしに清め申しゝて御手綴のみ
年くたの手綴にたの難の手よりて右の手をき
わたくたのまいて虎伝にかきくて證を語
そのまゝ廻し難面候らハ手綴にハこゆりてちら手

の庵ち御書へ引出し手綴をとりて定て一束を
しそて馬の百疋志川兄したる一をくしたる小袖疋
清く路次の手綴をと志そて手の同疋にく
持てたくハ手綴のあけよ一をくの本とをわれし
よハ御者と入てよ家持て馬疋をきえきも給わや
ら候の廻てもまの百と志候兄て以後をまい
をさゑおに人見むまを申むまかよ百疋
志川兄て志候をよおゝしゝ御西ま人廻て庭よ
をきての手疋にし川進もまへむまの疋を
たりへおりて三反家廻しさてちらめ所まゐる

とま候へ打出て二つ乗し三度走らかし出して扣ゆすし
扣所にては手綱を鞭の通りの手にて引詰
て扣ゆる也 馬を乗者於門外にて出迎ふし 三度走て
扣ゆるに鞭の通して走らすに何にても何も
可為 又鞭をさし乗面し 又何にても持さして
のうちに 鞭のかわりに馬を乗せ候所用の人有
大事の時鞭を持中乗面也
二十 馬乗やうにて持馬に出候を見て乗やうのをさとし
いふなとは引つくしけ乗し 馬乗かへり候ても
猶に 不乗大猶に やうの乗しくまゝもよろ

角の口にて急にまはせは残りて如何様の儀は
残りて不為所持をとらへ馬の鼻をかへすに
の上は備をもとらへもつてまはす大備にまはしよろしき
などは残りきて如何様の事ありて取組て候
候ての為肝要也
二十一 貴人の御前にて馬に乗る時は前に出てよく
乗廻し候得は一間ほとまはし一間を見へ行て貴人
の御前を見て其のうち他ろくよ乗あふ候もすへか
らす 馬の耳のひたひをさして きめんをもすくよさけ乗
其の乗貴人物候はらせず 鞭持よふと引ふて

て那須の代ノ戸さふらいハ申ふ子の兵衛
馬弓出させられし御覧ありしたまひて流鏑馬
をめされける也さて其の後ハ五人張の
競の礼なり又是よりふるまひの事ハ何の
例ハ流鏑馬と射弓ありしたまひて笠懸馬
流鏑馬の有ける尾張なりけるのかりて
廿三日馬ハ何ける也夜ゝ家々かさ懸の傳し　二十三寸
まうふ騎射馬の芝ニ懸テ四寸ニ出たれの馬ハ
御家人ハ騎射のはいつれも定むるとあるは
ともしと地出て何ゝ流鏑馬すへしみし

かくすまハ見あて見るけるにしはや此の馬ハ
是も又の子何も廿せられ尤ハ高弓して何ともいへ
ならふすりし暗の時ヤまハ家の道にもなし
くさの人又やまハ流鏑馬さらかくゑいつもかく
へて持て在布の説にて是にて何ゝ申さ
ゑてやまちに申おもくいそれ出ぬやまれ時ゆ
何も廿せく折りハ是に出ぬれハ馬ゆりしと見え
へ家て是かくるも能き也とも申あつて出かする
車也絶へ何も無のこは自在と若人やまれ
家何しせんとてやまハせられるとてしてまちら

するゆへに古人望みましむるもあるゆへのみも祭
馬の志はとして馬の事するもてもまた志あるは
人もしらぬ由是ハ志ある事の志んもたもし志あるは
川ふのの事の駒者之又其の物も本の年を
あるらかもし上祭由おちてらきらうし之
其之馬の家より二月の初はや秘傳人の傳の下祭
人の年の家秘鞍人の鞍との事を隠しくいて之
若馬と家にて二月の初は河之由緒を守るかる
是の勝く初はくし
其くせ馬の祭ありて廿日はへ一日二日祭と

も馬をうしりますし上旬に二月よりの日かくらふ
ら孫是へたかの後も引かよらふさけて出る
以まのは傳来ふつ是の上も到来の傳来口傳も始き
久しおちまちよいつき候事なり
其馬の廿日よりは席被参の三段あ座し初ハ
いふまも志川のにのを中絶をハいらしくのる
つし後ハ文志つまの日をても到く座きを
又古地馬の古家のそのたくせあくも到くうし
たるらふきも出ての物をもいのく家を馬もいくせ
められて来の出し馬も有由し此方を能候て其も

つゝいてまゐらせ候はゝ御座候て御はらひ候
打出され候ハ其時日ハ心得候て御ひきの御馬を
出されし中将御座し打ていの足候家に入た
引られ候御座し御くしうちとる御子に
御ひく殿も家中に御まへに参らせ候家へ参らせ候

廿七 公方様の御馬代廿貫なり小所之
家にて出され候時は御門のこちと家よりて出され候
足系山時ハ御門の方にて中馬は
公方様の御馬の中家候ハ出家各字の外ハ
のを中され候はゞ惣へ御馬乃中家の時

門へ出されさふらひて此御前御座し

廿八 馬代廿貫とききハ遣候にても人に遣し候も
是も庭家の事に候御免候御さふらひて細々と
遣はされて中馬を遣ひも但有時あるへき人にも御座候時
儀にて候へし

廿九 鹿皮子足敷 又て敷 又て敷と云事前
又て敷と云ハ御家の前なけらハ馬手かけて
ひとつ候て御家なと云ハ五手のりてひたる流
御座し送て敷とも自纏候出候馬中繕にて
行て候て須候打すそ打取りしく馬右へ世手

とりて四手二の鞦にかけてくゝり合せ
三手馬氏たすぬるいつもかく申てたゝくへし
此うちなるを受取て申し候はゝ馬まなるへし
馳引の鞦つまへの事さかさ綿にする事にて
たちあはせし馬氏とあんとおりあるき鞦鐙
鐙を志るしあるへき自身の緒を引申し
三手くはうらとたゝくの事つけ時かまへの
事ありとかくたちあはせして家此間は馬方
此もたとへ訳をもともまも見きりてても鞦流
よく成る本ならは大将流ありかうちかへ用らるゝ

又詞あるとてたゝくへしの事は雲紀は緑
あれは老事にのるなるへし
三手纏まわしもの足もとむすひなる事ならへし
かけ見氏事には七て家も前へし又家たまけ
家あるせるふるゝもむすひたる数申きなる事の
あはすき馬は立うちきなる世ちての事も前
又せちきなる立かへの事も前申しちの此
なきとまあは方事にのる時もけ馬まる
亦七川のあ事も前申し家事はいなるにとも馬
あるき纏まわしは家あり鞦の心事と

のこる事は口傳有へし
并三折之馬ハ手縄太刀迄取しめる時其もちて
小鞭は宗と持たるいつれも其持様に但是ハ
昔鞍門三所にて手縄を持へたかる馬の用にて
こちら自然手縄たて取ちらけて持事也
変りなしの事とも事の事二所々又は手縄
理家へし小笠原流には此以下文太夫ハ不の事にて
二所ゟ両方ハ手所又は志うさる也高けれ繁縄ハ
鞭は付は其てさしたれハ頭へ打つけて左右
入るなり又一人事よるへく手をは取て持あるる

しかるへきと
并右者ハ手縄ハ左の事のにとりて口にて口取
さつさしくて上手に手綱を左ハいかに
其程おもき也と手綱ハ乙つ取引きて大鞭か
或は乙のし左にして見事也古法也
法にて持て手縄ふくく首をはさみたるなに
しても取る事ある事也取ハ乙たるく持
せんとおもふ時ハ右口取の鞭を手にて
ときは馬をへ引の事馬を手に取て附て手
入引の能く左右事して上の角を引事ハ右法

六目ハ清く打て下の角に引ハ上お口ニ走るに
打引し下の口ハうり打る所を入ひのなく打ち
のさし置と思案し下口下角に出て伊与乃手縁
と見合て打し也へし上口ハ是口一つのみならず打ちな
統の立ハ上の中の之打しくの立ハ独ると云上統
口ゑもの外ハ又上口よ打て出て見るさかすを
九つ門ゑ候清めうハ清統打家清を入りて
出るべしにてめくをもせ打清るて出るゆらくて
の家ろ同其出候の出て出家し少手縁候打候
入家出るよ来る縁よ候め立ハ引くつ打しうや

うよ七筋ハ筋のうちて口ゑと引くよ打候る一つ上口
をを打て見る也く打つ出し口に候打落候は門にく
走る也ハよし打て後候て統の外ハ人門馬に立
の渡りも見とをも打候之
卅七 すゑ三門を手縁にうさ口より馬候一さ出すは
馬より口よりうちて一家一段よ打つ所のうらん
卅八 うし敵見てうき馬より一さんなきと家うす出候
うり敵所ゑて出る也つし文ありし見て後ろさ
然ハ出さる也もとかる所をて家出し
卅九 馬候す向ろう一三とうく一引出しよすゆる

かやう二の品一によりすかなり縦ハともにかなひたる事を
能くのむ無し 一二まてハ 三度にまて有るを
丸覚え候へしみ見ともむかしき
早三乗無しに馬のともあるに所有乗無しに
手綱の乗き引乗無しに勝をならし指ら候
乗無しに鐙の跡にいつかり馬も一さんにとまり
まといふに曲文云馬のともあるに難とる遣ひを
川く跡に手綱の内ハ流しく乗の中にとく内を
し但馬にらる無し 乗き無 乗き川 中る
し内すに無し口によらす候きれ共覚え乗へ候

らも返し口によらすむまのりするにとへし 一無ん
ゑはなる無ら候口の流れにし馬の先をまなるの大事
かやう馬の口に見えてとらみの一さん候まよみる
無りう候馬にまうせて乗りへし河馬ともに細にて
一三候乗とかゝへうし乞口ひを出ゐる地
早遠馳と云るゝせさき庭にさも乗無しに一の文
乗顔きほそて乗り候もせも有無し
早三くけれの手綱諸く此口を顔にゐ馬文を乗らう
口るきむすに出れ候のるへし 内廣流にあ
もう用ら手綱といへ無し

四之ゆけ候ちしハ手綱引ちゝめぬ馬にハ川馬
式々馬場にてハむまに下手又引きつめぬむまた
も是非のなき事也口伝有之
四手引むまの折手綱のもちやう折々むまを引折り
八寸ちきたる口にもちてちをもとめ寄事也太
へ折る時ハ又左の口ひきに右の口をもちの
無しいつにもとの手綱をさけて持合せ折る
てしれ角は口も相通じ仕組もおもて手綱をいう
てもむまハひき下りくの馬ハ常にかわちやう
細にて一さんゆけ折り縄事無し かけ折りに

ゆきの口ゆるし角は口より馬綱ハおもてきを
し綱もよきにも無し すきき馬にはちをもむ之
綱に手無して少はゆけ持ちしに我かの是かちにて
口伝有之に無之同小手綱し角の口よりきまにて
下手引り 十足ほど九足之角の口よりそらもし物をも
の時ハ鐙にさしたる物候 引手太くつよくて
まハ手綱口さしおちそのにて馬手さきにて有
物をの綱ハ左右ともさし引きの物なとりて
物引り 持もむまにとるときもむまにおちゆき
ちりきよ引によりきりてもいふ無之

早や七騎のうち　かけ入　せんとさしてあり
はせ　らく流うし　此由ます　まうらん
思ひきる馬手筆的鞭さし扇たゝふ
[illegible]し鞭と手も[illegible]打　扇ゝ[illegible]
かけて大[illegible]の[illegible]所の[illegible]通て[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

たゝかく[illegible]めてき[illegible]て馬[illegible]
[illegible]
先[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
四毛[illegible]馬[illegible]刀[illegible]
[illegible]

一おし治りて家かし中　又刀のおくるゝ太きす
取りまし武をも中河通も乍しかゝきた又
ちくこの馬は人のちゝせ馬より出さて見色たし
若る人のゆるゆたり利
四十八　足搦の乗りゆ　律記の人馬は引ての世ハ弓
手綱手綱をとりきめ毎手に其手おもきやう毎手
して乗候事無し但し人の位によるへし
四十九　踏出にて其人も手馬よりも引通てらハ歌
馬は人の木の為へおの手て打よ乗る手無し　我
たゝらいおかくハ人の声のおへくちのけても合

かくもと乗りて太刀の当はぬき鞍傾もぬきて
乗は中無きかと又手馬もるまて前くは前に直く
おの手て馬のしらは人の手へ引むまてもよく
す人情く鞍よ乗へくて鞍はぬきたりうまおす
乗心く束り手無して先人通られ身ちハ鞍は
まして馬は無無し手通もおりらんかかハた
うちのし無し
五十　秘事を前で道の人手は道て手馬しても先をと
せたる手てもわるるして先の当は手ぬきて乗る
手無し又かるせはもれ人あらハむまそう

ちの事たての鞍皮を引し出まいらせたる
のくつわぬき鞍皮を引しさとにて候
又鞍なともぬきて手綱なとも次第の御家
たるへしわろく候
第十一 馬せきを出し其てあたまつけたる馬に
乗所 我らのうちの事にて かへるの馬よ
たちかへる馬を出して手にとり申候
よく乗手をしく候なり 其馬のこし
後の人鞍取て手綱をとり候也
第十二 馬場すゑ御所の人にかへるの時をそきは我なり

ちの事にてかへしてかたのに引きたる手綱を
以前より仰しらるへの事は御所へ候たる
すへきる人鞍皮ぬかせ我もちたるぬく候
鞍乗我らと上手の人なる時は其の鞍皮手
第十三 鞍さしたる馬にかへりて馬を困かへる事
乱皮事なし 又ちと乗たる時は かへるへし
かつらの鞍のきを御所は其の鞍に候 又御手さし
に通るは乗着ての人ならはかへるへし
第十四 乗所の他は我かへる時は 我ら上手の人
ならは鞍皮ぬきて乱皮すへし からに入る

粽まきて礼ありしといふ無之
わきより御射始まりて河竹の臺にて申す
事無し　出御なく無し
大きい参内道の時出入土器給はりたちて
衣冠の人川をぬぎ無し悉くの人にきらぬ
すへてよくもわかる
大毛公家御供の時申しけるの事御湯殿の役人下
馬にのつて入其の錢のなもかまる事は暗
御供のとき申しつかの時をさま扶なと清き其の
御供又参りて御湯殿の役人にすゝめしむ也

前つよめし也出逢て給仕よりて御前へ参
也其の物のよりは又御前へ出御にて申す
之川わもの日より待まさりて参道衣裳出
最在て御輿をはこひ御前に出まして退出しも
ちの事とて参りて入川に事有りし又出御ありて御湯
よりて御輿の事は出御ありて迄にて出御にも
出御も御供の事より申す前によりて申す時
いつでも入御ありていふま乞ひて申し
出はさまりて御用は叶申すまゝ　不
入着申入はて必出御ありて無き也

一廿八　御馬にて　公方様還御の御成之時は出御
供の役人衆は御はきもの御ちかひ弓をもちて馬上に
て有様ニ御待候

一廿九　御供にて参る馬上にて　まゐりたち候へ
京中にては御ともにめし候ものは
いつれの御成にも遠慮候て　御前へは
とり候てもちたの御はきもの

御出　いそく候　宗家の時も同前
一卅　晴の時馬上の　道のまん中へ　つきて
左の方に馬を寄せて　あゆみ候はゝ

いつくへ成とも出陣の時は宗家にも同前又馬の乗様
巻あまた成ても記あり書してきりとなるゝる
出陣の時は乗馬にもつれて乗きたれるまゝ
又其さきにふかき池の時同前兵法又
川同其外なりともかきも同し　人

一卅二　公方様御供の時松の下まゐり候ても馬は
足はやに出る候ても其時は口付申候
付く候は付くに候はゝ其のかけられ候とも
けしからん事にてもかまはす其ひかへ等
一卅三　出人へ　馬上の者の　馬に引たてる人て

ちのまうに候それよりの人もかなはぬ人ならて右の
手をもて手綱鞍の前輪よりかけて左の手
をもておさへても胸懸をもて右の手をもて
鐙をおさへて宗せてやは文鐙を右の手をもて
おさへ左の手をもて力皮をとりて其のする
なりと文馬引ちる人独して其手前に先手
綱をかけて轡をもちたる左の手をもて右の
鐙をおりうれ左の手をもてとりそへ右の手
をもて鐙をおさへてのせ申なり
六之法轡をもちの馬を引立ての時うしろより人ハ

又法ハそれよりの人もかなはぬへからて馬の前輪
足をかけて宗いうせと綱をかけて左の手
手綱をひき鞍の法事するに馬をのする也
六吉おさへ馬の独しの手前に左の手にて左の
水付をとりて左の手をもて胸懸の指を取持
入てちからを入て指の一指にて押よ
公方様御厩者法御所足をおしての
六又法事するに左の手をもて手綱をかけて
手綱の人手綱にてかけもちたる
鐙の法事てるの右ひだりの手縄のすそ胸懸

のりなる上へ記き候 右のてよりの巻 右の
ねもつひとより免し 当隔候の記して一宗当家にて法
馬候右へうけまゐらせ候 是わ記まゐらせ参らせ
手習句り初句して 天人の一元也 まて手習
ほり始め先人のかわゆるにて流尊継候流書馬の
鹿ひよ下ふ記き候して そのうち手習候か
書て宗庵とけ記しみて御代の宝庵ひのや
に候いふ尊継候ハ左の手よくいまき馬何ひ
のふきき御つてさし継くと記き無候 当隔候
おして家画し能手習なり

玄川書すまふ むまふハ宗とき人候の世に
の書記し むまのうけたる流るとて字房る
は右京への方へとる候流るる馬とふ之
玄竜鞭背候気にする故鞭候ハ右の手は縮の方
おさまりて持背候ハ左の手よ御の方候さ
きまりて御のさせたと持すしさう見鞭の花
のありさまきまりてまりせて後御候ハ
左とを左ちは書たと当とを記る書てちう世
ハヤひ御流候此ぬきは腰ハ出の左のきみを
候後とをおきへてぬへ在可申諸も見ぬ事

たゝときぬにて候し　又馬なとおりてもよく
鞁候ぬきて従人に渡し　そのちかく候ぬ
むち候従人にわたし候ハ物の方へ参りてさせ候
たまはる事也　又は人にまいらする時のさた
猶よく心得らるへし　物の方へ参りてまいるへき
六十八　馬にのりてある人に鞁をまいらせ候ハ是も杉
うけ候さきへ向いてもすそ右の方に持たるへし
馬の乗様によりて沙汰ありて其身をさし
まハりて右ともまいらする也
六十九　鞁をつゝむ事をかけて　御前ハ鞁のおもて

け候引きたてもちて渡しかけまいらすへき
七十　人に鞁をさゝけ候事ハ　一人に渡之一人の従之
七十一　松浦家　小笠原播州なとより申伝へ人の相
伝るハ鞁候ハ一本十二所と申候しとも
しくハ常州へ尋申ハ常には一節二十ち又
ハ一二寸なと申候由　又杉の御所に鞁候ハ
指之申てとりて人の手に渡し候しとも尋
さる事ハ覚悟せさる所也　又いかにもして
常徳院殿へ御鞁あるハ杖着まいらせけるし
寛正年度よりんとて御殺候事にまかるく

まれてまいらせし時は見へは但年久敷及皆
たしかなりけれは
七十一 弓袋を持さて馬上の時右の手にて弓袋
の端を取目付と取ことかたへ向ふるに
弓袋をとりて持つ事馬の緒のとりて向へて弓袋
持は土に附き鞍の前輪に手をかけて手綱を取
右持より手て前輪はかり
弓袋とりても成り
七十二 弓持て笠を持時弓持なる手にかけて笠は
右手にそへて但し持笠の先をちたる

ゝし持弓はかり持は向ほと持事なし
かりとて向こそ花の見るに大事あるゝ
らず持るゝに持身て又遠き所へはかまれ
見よちれさきの武将ちて持をは古実に申
人をはつ又手綱はち手持ちてちつのに承る
弓手に手綱を又手綱に大事ちりて弓持も
らしさるされはすへて手綱とりて縁之秘事
に馬上にて弓持ち持ちにて向ひ向こ
七十四 弓持て馬上にて弓の手にてて弓持
但し持弓袋は手綱へ付き是也

七十五鞦の事とかく候ハぬハ九の毛にも白候も同して
右の毛にまさり白候とも同しくふへし
七十六公方様まいらするハ御進上なくハ又打よ
てもなき物なるへし　文
公方様御馬沓の時ハ時候て御前へ進上申
中ハ文出御のときさたまる毛の事の無用し
二毛の事ハ無用なる候
七十七公方様御供の時鳥毛の事ハ何の毛も白し
かけまわし御社参なとの時ハ毛なんのさたまる
まゝなる神前のけハ斟酌可有なし申候

七十八晴の時なるへしと申て的なとの鞦に用へき事
七十九赤きハ時世れ志川の切付ありて何にも無用し
かけもしらのきわ浅黄も略儀之時ありて赤の時乃
赤きをかけ申は白し但ハ候又浅黄さ川つきは
まハ紐又なとの赤色は浅黄又うるし申候てハ
白きハ用ゆし何にもれなとの時ききなるの鞦
かけつゝきて用らるゝ也力は黒を見せくさつて有
八十青かれの鞦若人なと申はよき紐なと色のあか
まにまかりなるとくるし加ゝ申
八十一紫染は白しみつきたるの赤かりぬるゝ人のため

句よういくらんせん為也又帝張なり
八十三手綱の事轡の引手に付る緒なり
竹の如くにすべき也二寸ばかり有べし
川ばかりに志たがひ手綱は長さ六尺と云
うねん常に志たがひ無足進退自由なるべし
八十五馬を取る時は一間二尺又八十間ばかりと云也
八十六馬をはなち巻を取る数はさだまらず無し半
巻と云説有也又丁手も一巻もいふべき
てはさだまらざる也
八十七あいは騎手様色の事又海句しの鞍よ
の影無之
八十八たとへの如き馬は尾をわけしとていふ無之
も今独身度かあけてたましいつて下知は
それと手もいふてみなしけり轡をとる
馬かたは下知し返答すべし
八十九ある馬はたとへむまい無之と綾あり
むまゐるし丹の馬は清き所をとる
中のとさなりと
八十八鞍進着なるといふ無之馬進着ある
鞍清くなるはいふべし

八十九 のおとこ馬はうらしきむまにいたつらはし
めつらしきむまにいかなるきらし家松ちからと
取り文鑑別く号ひはからしき馬をめにら
しきうちかんふしやん又うつらしき馬を
いふ価し

九十 駒とは二歳三歳四歳までのうちにかなき五歳ちる
はふかは人の馬の年によりいふはあさんふえひとく
のあらちの銭をわたして戸あさんしさんにの年
うつきにまんらひしく中にわかわかんさんとらとの等
いふは五さんともむさんとも戸又ちうま馬にはん

いきつかれ馬をいふへしいかて行く人のあはれむ事
九十一 馬にかうたへも法ありし文人の御用にかひ候はゝ宗
無にもうちいふれ無人にも大なる事也馬をのへ
たり人によらすうち免除なる価し

九十二 馬を守る時はよくかうへしとみきの文
至心勧請尺加当十方分身諸菩薩遊五悉法門除
郷曲百歩鬼王諸神法霊山界会諸聖衆　三反
可呪
又云文
迷故三界城　悟故十方空　本来無東西

何訓有南北　哥由云　一反須由無し

向ふへのりて志川むる志ま行なれ

手綱打つ手　いまを須子遣し弖

驊騮全書巻第二終